

鈴鹿市選管告示第48号

平成30年鈴鹿市選管告示第8号の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

令和7年12月1日

鈴鹿市選挙管理委員会委員長 前田和己

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後		改 正 前	
公職選挙法（昭和25年法律第100号）第17条第2項の規定により次のとおり本市の区域を分けて投票区を設ける。		公職選挙法（昭和25年法律第100号）第17条第2項の規定により次のとおり本市の区域を分けて投票区を設ける。	
なお、平成29年鈴鹿市選管告示第10号は、廃止する。		なお、平成29年鈴鹿市選管告示第10号は、廃止する。	
投票 区名	区域	投票 区名	区域
略	略	略	略
稻生 第1 投票 区	稻生町河原、稻生町山之瀬古、稻生塩屋大山、稻生町古里、市場、稻生町釈迦堂、稻生町中町、稻生町北町、稻生御崎、稻生町新栄、稻生サンビレッジ、稻生町中瀬古、稻生町西瀬古、稻生一色、稻生町新町、稻生町西の宮、稻生団地、野村町、	稻生 第1 投票 区	稻生町河原、稻生町山之瀬古、稻生塩屋大山、稻生町古里、市場、稻生町釈迦堂、稻生町中町、稻生町北町、稻生御崎、稻生町新栄、稻生サンビレッジ、稻生町中瀬古、稻生町西瀬古、稻生一色、稻生町新町、稻生町西の宮、稻生団地、野村町、

	こがね園、稻生ミューズ ガーデン、稻生グルーン タウン、 <u>稻生西</u>		こがね園、稻生ミューズ ガーデン、稻生グルーン タウン
略	略	略	略